

2019 年度 団体交渉 議事録

日時：2019 年 11 月 11 日(月) 17:00～18:30

場所：総合研究棟 12 階第 3 会議室

出席者：

法人側 植木理事長、佐野副理事長、大槻学長、内山病院長、門田事務局長、
濱田事務局次長、小河総務部長、中西財務部担当部長、木村病院事務部担当部長、
高田人事課長、前田人事担当課長

組合側 吉田秀司(物理学教室)、藤原憲太(整形外科教室)、
神吉佐智子(胸部外科学教室)

1. 基本給の引き上げについて

【組合】 定期昇給はスキルアップによる労働対価の上昇分であり、消費増税などの社会状況の変化に応じたベースアップとは別に考えるべきである。

【法人】 スキルアップにも個人差があり、それを評価するとともに「業務に貢献した割合に応じて配分」していきたい。

【組合】 「業務に貢献した割合に応じて配分」というが具体性に欠ける。

【法人】 新人事制度導入までに十分に議論したい。

2. 冬季賞与について

【組合】 夏季賞与は昨年が 2.1 カ月＋25700 円で今年が 2.1 か月＋20000 円、冬季賞与は昨年が 2.5 カ月＋26300 円で今年が 2.5 カ月＋23000 円なので、昨年に比べ年 9000 円の減額となっている。全体集会で説明されたように収支差額は減少しているが、収入は増加している。「日頃の教職員の貢献を考慮する」のなら何故減額なのか？

【法人】 収支差額は改善しているが、まだ以前ほどに戻っていない。災害の被害や長期の休院も影響しており、現状ではこれが限度である。

【組合】 改善傾向にあるので、回復すれば来年の夏季賞与に反映することを約束してほしい。

【法人】 善処する。

3. 住宅手当の増額について

【組合】 決して住宅手当廃止が一般的ではない。廃止するにしても時間を掛けて段階的に減少するなど、他の手当への置き換えなどが行われている。各種手当の支給による適正配分の検討を急ぎ、住宅手当を廃止するのであれば新設する業務手当の支給と同時に施行することを要求する。

【法人】 了解した。

4. 労使協定違反状態の解消について

【組合】 「業務に貢献した割合に応じて配分」や「適正配分」を謳うのなら労使協定に従

って全ての教職員に時間外手当をきちんと支給すべきである。来年度4月から時間外手当を適切に支給するシステムができなければ労使協定に同意しかねる。

【法人】 早急に検討する。

5. 働き方改革について

6. 女性医師支援センターの支援対象について

7. 病院当直時の労働環境改善について

8. ハラスメント対策について

9. 教室運営不均衡の是正について

【組合】 回答の通りに実施・検討を進めて欲しい。

【法人】 了解した。

その他追加議題

10. 大学名称について

【組合】 大阪医科薬科大学という名称は確定したのか？

【法人】 寄付行為としての手続きはまだであるが、法人としては決定事項である。

【組合】 納得できていない教職員が多々存在するので、何らかの形で誠意ある説明を求める。

【法人】 HP で説明しているが、更なる説明方法を検討する。

11. 無届再生医療事件について

【組合】 現状の対応について説明して欲しい。

【法人】 元講師個人の問題となっており、大学としては決着済と認識している。また、FDを実施するなど再発防止に努める。

12. 薬大キャンパス移転について

【組合】 進捗状況を教えて欲しい。

【法人】 土地購入を検討中である。

13. 保健学部創設について

【組合】 進捗状況を教えて欲しい。

【法人】 まだ夢の段階である。

以上

文責 大阪医科大学 教員・医師組合
組合長 吉田秀司